(案)

資料１

流山市医療救護活動マニュアル
(修正項を一部抜粋)

令和８年８月改訂

流山市災害医療対策会議

【第１章】 災害時医療の体制

第１節 本マニュアルの適用

本マニュアルを適用する基準は、流山市において災害対策本部が設置された時とします。

流山市災害対策本部の設置の基準（流山市地域防災計画より抜粋）
ア 市内で震度５強以上を記録したとき【自動配備】
イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】
ウ 東海地震警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）されたとき【自動配備】
エ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が生じたとき
オ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき
（ア） 防災危機管理課長は、上記の基準に照らして、災害対策本部設置の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長に、所要の意見を具申するものとする。
（イ） 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、対策本部の設置を決定し、防災危機管理課長に対して所要の指示をする。
カ 以下の（ア）から（イ）のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき
（ア） 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
（イ） 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長時間を要すると見込まれるとき

第２節 組織及び役割

１ 流山市災害救護対策本部（以下、「災害救護対策本部）という。）
本マニュアルを適用した時は、**市長の要請に基づき**災害救護対策本部を設置します。
（１） 構成員
ア 指揮者
救護対策本部長(救援部次長)・災害医療コーディネーター
イ 構成団体
流山市医師会
流山市歯科医師会
流山市薬剤師会
流山市救護班

東葛病院
流山中央病院
千葉愛友会記念病院
千葉県看護協会
※各病院と千葉県看護協会は状況により参集

（2） 活動内容

ア 災害対応病院の傷病者受入態勢、医療救護班の派遣の可能性等の情報把握
イ 救護所の設置・運営
ウ 関係機関への要員派遣等の協力・応援要請
エ 広報・情報活動

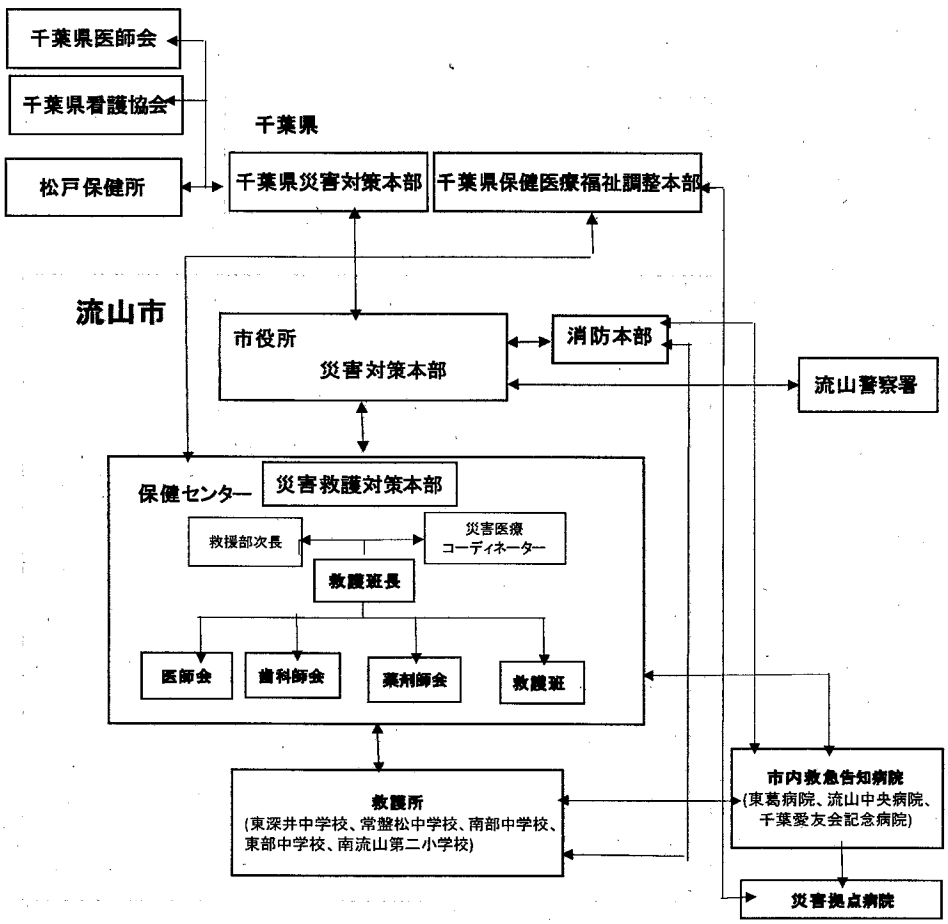
（3） 設置場所

流山市保健センター

2 指揮命令系統の体系及び関係機関、団体等の役割

指揮命令系統の体系を図示し、各関係機関、団体等の役割を示します。

（1） 指揮命令系統



（２）　関係機関、団体等の役割

ア　千葉県保健医療福祉調整本部

本　部　長：健康福祉部長

設 置 場 所：本庁舎５階大会議室（本庁舎１３階　医療整備課内）

構　成　員：県健康福祉部関係課、災害医療コーディネーター、医師会、日赤千葉県支部等

業　　務：災害医療対策の基本方針の決定、医療機関及び救護所の状況把握、関係機関への支援要請と連絡及び調整、医療チームの編成・派遣、他県への医療チームの派遣要請　等

イ　「ＤＭＡＴ調整本部」（千葉県保健医療福祉調整本部内）

構　成　員：統括ＤＭＡＴ、ＤＭＡＴ隊員、県職員

業　　務：県内におけるＤＭＡＴ活動方針の決定、他県等へのＤＭＡＴ派遣要請、県内で活動するＤＭＡＴの支援　等

ウ　千葉県松戸保健所（松戸健康福祉センター）

業　　務：医療機関情報把握、備蓄医薬品提供、地域情報把握（職員派遣）・支援（救護所・避難所他）、在宅難病患者・在宅小児慢性特定疾患児に対する調整及び支援　等

エ　流山市医師会

業　　務：市への協力（**医師会員への連絡・調整、救護本部への派遣、**災害医療コーディネーターの支援、救護班の派遣、病院の支援）

オ　流山市歯科医師会

業　　務：市への協力（**歯科医師会員への連絡・調整、救護本部への派遣、**救護班（法歯学的活動を含む）の派遣）

カ　流山市薬剤師会

業　　務：市への協力（**薬剤師会員への連絡・調整、救護本部への派遣、**救護班の派遣、医薬品供給・管理）

キ　災害拠点病院

場　　所：松戸市立総合医療センター、東京慈恵会医科大学附属柏病院
千葉西総合病院

業　　務：通常の医療体制では適切な医療を確保することが困難な状況の場合に、都道府県知事の要請により傷病者の受入、医療救護班の派遣

ク　市内救急告示病院

場　　所：東葛病院、流山中央病院、千葉愛友会記念病院

業　　務：・自施設被災状況及び患者受入態勢の災害救護対策本部への報告
・搬送された傷病者のトリアージ
・トリアージによる色分けで赤タグを付された傷病者、重症者への医療処置（対応可能な範囲）
・自施設内での処置不可能な傷病者の域外の災害拠点病院への搬送判断・指示
・トリアージによる色分けで黄タグを付された傷病者、中等症者への医療処置
・特に処置が必要な傷病者の域内搬送
・歩行可能な軽症者は救護所を案内する
・EMIS 情報登録

ケ　透析施設

場　　所：東葛病院、千葉愛友会記念病院、新柏クリニックおおたかの森

業　　務：自施設被災状況の災害救護対策本部への報告、受入態勢の連絡、透析患者の受入

コ　千葉県看護協会

業　　務：救護所等に対し、所属する看護師の派遣

サ　流山市消防本部

業　　務：災害時の応急対策、傷病者の救出・救命処置・搬送業務

シ　流山警察署

業　　務：流山市災害対策本部との連携、震災警備、救出・救護活動、緊急輸送路交通規制、遺体搬送

ス　救護所

場　　所：東深井中学校、常盤松中学校、南部中学校、東部中学校、南流山第二小学校（武道場・格技場）

責 任 者：救護所医師

要　　員：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務員、市職員、その他関係機関からの派遣要員

業　　務：・負傷者のトリアージ
・緑タグを付された傷病者、軽症者への医療処置
・中等傷者に対する応急手当

・後方医療機関への搬送の手続き
・医療機関の被災により受診が困難になった患者の緊急医療の実施及び代替医療施設等の情報提供

第３節 千葉県保健医療福祉調整本部との調整事項

１　概要

災害救護対策本部（事務局：健康増進課）は、様々な情報を千葉県保健医療福祉調整本部と共有し、調整する必要があります。

２　調整事項

（１）　災害救護対策本部から千葉県保健医療福祉調整本部へ連絡する内容

ア　災害救護対策本部の設置

イ　救護所の設置状況

ウ　その他、定時連絡が必要な事項は別途県より連絡

（２）　災害救護対策本部が千葉県保健医療福祉調整本部から情報収集する内容

千葉県及び他都道府県のＤＭＡＴの派遣状況

３　ちば救急医療ネットやＥＭＩＳによる情報共有

（１）　災害医療協力病院の被災状況・傷病者の受入可否

（２）　広域搬送が必要な傷病者情報

（３）　被災地外災害医療協力病院の傷病者受入について

※EMIS(Emergency Medical Information System)…広域災害救急医療情報システム

４　要請事項

（１）　広域搬送（救急車両やヘリによる搬送等）要請

（２）　医療救護班の派遣要請

（３）　県備蓄薬剤の提供要請

５　手段

・防災電話・ＦＡＸにより、流山市災害対策本部から千葉県災害対策本部へ派遣要請

・県備蓄薬剤の提供要請については、千葉県保健医療福祉調整本部へ直接依頼

【第２章】災害時医療の活動内容

第１節　７２時間以内（急性期）の部門別活動内容

次の整理表は、部門別に急性期をさらに「数時間以内」「２４時間以内」「２４～７２時間」の３段階に区分し、各部門が行動するべき内容を整理したものです。

部門	数時間以内	２４時間以内	２４～７２時間以内
流山市 災害救護 対策本部	・保健センターに設置 ・医療機関の被災状況、傷病者の受入態勢の状況把握 ・救護所の設置検討 ・救護所の設置 ・ＥＭＩＳに情報登録 （１時間以内）	・情報収集 ・ＥＭＩＳに情報登録 （随時更新）	・情報収集 ・ＥＭＩＳに情報登録 （随時更新）
流山市救護班 （健康増進課） （選挙管理委員会事務局） （監査委員事務局）	・被災状況等の情報収集 ・市災害対策本部への状況報告 ・救護所への職員派遣 ・県保健医療福祉調整本部への状況報告 ・広報活動	・医療救護班、医薬品、衛生材料の輸送 ・関係機関への要員派遣等の協力及び応援要請 ・傷病者搬送車両の手配 ・関係機関への状況報告 ・広報活動	・救護所、避難所の状況把握 ・医療従事者等の健康管理 ・医薬品、衛生材料の要請 ・広報活動
災害医療コーディネーター	・災害医療コーディネーターとして活動開始 ・本部参集	・救護所、医療機関と連携し、傷病者や従事者を調整	・来援救護チームの受入調整 ・救護所の調整
医師会	・医師会員の被災状況把握 ・本部への派遣 ・各救護所へ参集	・救護所への支援 ・死体検案の協力	・救護所への支援 ・死体検案の協力
歯科医師会	・歯科医師会員の被災状況把握 ・本部への派遣 ・各救護所へ参集	・救護所への支援 ・死体検案の協力 ・デンタルチャート作成	・救護所への支援 ・死体検案の協力 ・デンタルチャート作成
薬剤師会	・薬剤師会員の被災状況把握 ・本部への派遣 ・各救護所へ参集	・救護所の薬剤管理	・救護所の薬剤管理

看護協会	・状況に応じて本部参集 ・看護師の要請	・救護所と連携し、看護師の参集状況の把握と調整 ・救護所でのトリアージの補助 ・救護所での軽症者に対する初期治療の補助 ・救護所での傷病者に対する看護	・救護所と連携し、看護師の参集状況の把握と調整 ・救護所でのトリアージの補助 ・救護所での軽症者に対する初期治療の補助 ・救護所での傷病者に対する看護
救護所	・医師等要員の集合 ・施設管理者と連携し、開設準備 ・災害救護対策本部の指示に従い、医療救護活動開始 ・被災住民のトリアージ ・軽症者の応急対応 ・中等症者、重症者の病院搬送	・被災住民のトリアージ ・軽症者の医療処置 ・中等症者、重症者の病院搬送 ・医薬品、衛生材料の要請	・被災住民のトリアージ ・軽症者の医療処置 ・中等症者、重症者の病院搬送 ・医薬品、衛生材料の要請
救急告示病院 ・東葛病院 ・流山中央病院 ・千葉愛友会記念病院	・被災状況把握 ・ＥＭＩＳに情報登録（１時間以内） ・傷病者発生状況と受入態勢、被災状況を災害救護対策本部へ報告 ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動 ・状況に応じて本部参集	・ＥＭＩＳに情報登録（随時更新） ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動 ・必要に応じて応援要請	・ＥＭＩＳに情報登録（随時更新） ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動 ・必要に応じて応援要請 ・ＤＭＡＴ受入
透析対応病院 ・東葛病院 ・千葉愛友会記念病院 ・新柏クリニック おおたかの森	・被災状況把握 ・日本透析医会災害時情報ネットワークに情報登録 ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動	・日本透析医会災害時情報ネットワークに情報登録（随時更新） ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動 ・必要に応じて応援要請	・日本透析医会災害時情報ネットワークに情報登録（随時更新） ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動 ・必要に応じて応援要請

第２節　流山市災害救護対策本部の活動内容

１　概　　要：災害救護対策本部は、医療救護活動の総合調整を行います。

２　設置場所：保健センター（１階接種室）

３　参 集 者：災害救護対策本部構成員（各病院、看護協会は状況に応じて）

４　備 品 等：情報活動のための通信機器、情報整理のための用具（地図、ホワイトボード、記録用紙等）、夜間や停電時の対応のための照明（懐中電灯等）等を整備

５　活動事項

（１）　三師会、医療機関等の被害状況の把握と整理
（２）　救護所の設置検討
（３）　医療機関の傷病者受入態勢、救護所等への医療救護班派遣の可能性等の情報把握（ＥＭＩＳに情報登録（随時更新））
（４）　救護所の設置・運営
（５）　医薬材料品の輸送
（６）　医療機関、救護所の傷病者の把握、搬送手段、搬送先の調整
（７）　医薬品・衛生材料の流通状況、補充調整
（８）　関係機関への要員派遣等の協力・応援要請
（９）　広報・情報収集、提供活動
（１０）　県保健医療福祉調整本部との情報共有及び調整
（１１）　その他関係機関との情報交換・調整

６　新型インフルエンザ等の感染症を考慮した予防策

（１）　来所者の検温・手指消毒の実施
（２）　咳・発熱等感染症状のある来所者に対してマスクの着用の依頼
（３）　定期的な換気の実施
（４）　咳・発熱等感染症状のある来所者の待機スペースを可能な範囲で確保
（５）　スタッフの手指衛生、防護具着用等の標準予防策と感染経路別予防策

７　留意事項

災害救護対策本部や救護所等の医療従事者の疲労予防のために、休憩・食事・交代等について流山市災害対策本部と連携し、対応することとします。

医療機関の被災状況については、被災状況報告書を災害救護対策本部から様式をＦＡＸし、医療機関からＦＡＸにて報告することとします。被災状況により、ＦＡ

Ｘでの報告が困難な場合は、救急告示病院については、市救護班職員が報告書の様式を持って回収にまわります。また、診療所については、通信手段が復旧してからＦＡＸで報告することとします。

第３節　救護所の活動内容

１　設置場所

東深井中学校・常盤松中学校・南部中学校・東部中学校・南流山第二小学校

２　手順等

（１）災害対策本部にて、救護所の設置が決定された場合、災害救護対策本部は救護所を設置する。各要員は、設置する救護所に参集し、施設管理者と連携して救護所を開設し、各施設のＭＣＡ無線等により災害救護対策本部の指示を受け、活動することとします。

（２）災害救護対策本部は、被災情報を収集し、交代要員、応援等が必要な救護所に医療救護班を派遣します。

（３）救護所は、傷病者が存在する限り、継続して設置することを基本としますが、必要に応じ災害救護対策本部は規模の縮小等を検討することとします。

３　活動事項

（１）　トリアージ

（２）　重症者及び中等症者を各医療機関に搬送の手配

（３）　軽症者への応急対応

（４）　医薬品・衛生材料の需給状況を管理

（５）　診療記録（診療録・診療日誌・業務日誌・傷病者一覧）の作成

（６）　遺体発生状況に応じて死体検視及び死体検案書の作成　等

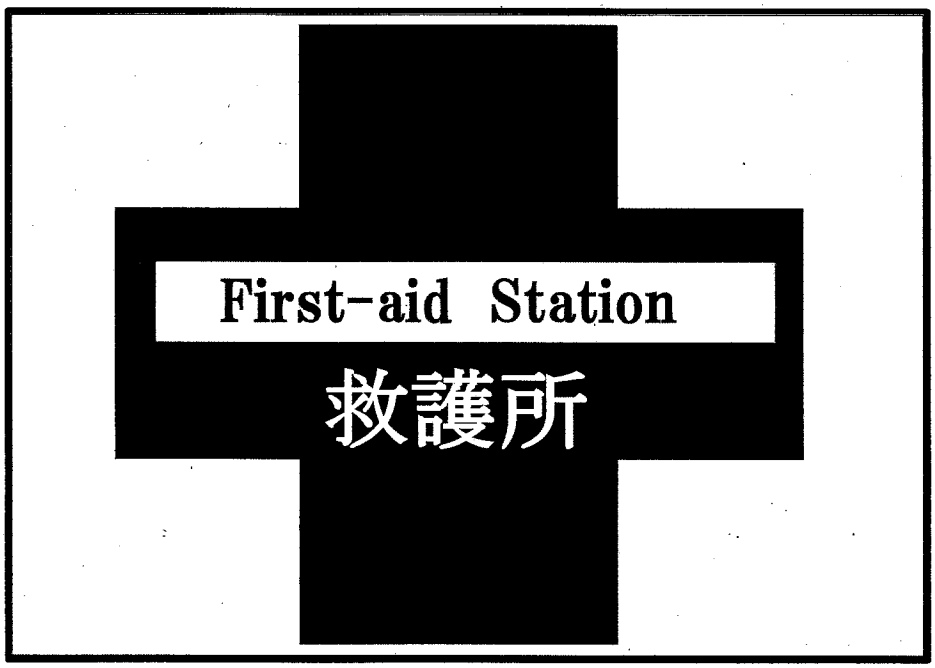
４　役割分担

救護所の開設、運営等	市職員等
救護活動の指揮	リーダーとなった医師
トリアージ、重症者・ 中等症者の病院への搬送指示等	医師・（歯科医師）
軽症者への応急対応等	医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ 保健師（市職員）等
災害救護対策本部との連絡調整等	内容に応じて担当
医薬品・衛生材料の管理、要請等	
医療ボランティアの要請・調整等	市職員等
搬送の調整等	

5　留意事項

（1）リーダーとなる医師については、発災直後、最初に救護所に到着した医師がリーダーとなります。医師以外の者が最初に到着した場合は、医師が到着するまでの間リーダーとなります。

（2）救護所には、下記のように救護所であることを示す看板を掲示します。



第４節　救急告示病院の活動内容

1　活動内容

（1）病院内の被災状況把握

（2）ＥＭＩＳに情報登録（随時更新）

（3）傷病者発生状況と受け入れ体制、被災状況を災害救護対策本部へ報告

（4）院内災害対策本部を設置し、各病院の災害対策マニュアルに沿って行動することとします。

2　留意事項

（1）原則として黄タグ傷病者の医療措置を行い、赤タグ傷病者は可能な範囲で対応します。

（2）緑タグ傷病者に対しては、救護所や開設している診療所を案内します。

（3）傷病者の重症度に応じ、各病院の責任にて転院等の搬送の調整を行うこととします。

（4）被災地内では、大手術や大量輸血、透析は、極力行わないこととします。

（5）収容している傷病者数を表示することとします。

第５節　傷病者の搬送等

１　手順等

搬送手段は、臨機応変に対応することとします。

例示

搬送場所	搬送手段
自宅等　⇒　救護所	徒歩、自主防災組織による救出（市民自家用車、リヤカー）
救護所　⇒　病院	救急車、公用車、自家用車他
救護所　⇒　災害拠点病院	救急車
救護所　⇒　域外災害拠点病院	救急車、ヘリコプター

２　救急車・ヘリコプターの活用

各地域の災害状況により、臨機応変に対応することとします。

第６節　医薬品・衛生材料の搬送等

１　手順等

救護所には別記「救護所ＢＯＸ」及び「救急蘇生セット」にて医薬品・衛生材料を備蓄します。

市災害救護対策本部は、救護所から医薬品・衛生材料の供給要請を受けた時は、薬剤師会と協力し備蓄医薬品を搬送します。また、救護所の医薬品等が不足した場合、千葉県保健医療福祉調整本部へ供給を要請し、市職員が松戸健康福祉センターへ受け取りに行きます。病院等医療機関の備蓄医薬品では不足する場合卸売販売業者に供給を要請します。卸売販売業者からの確保が困難な場合は、市の救護本部を通じて県保健医療福祉調整本部に要請します。

第７節　情報収集、発信等

１　概要

市災害救護対策本部は、被害状況等の情報収集を行い、県保健医療福祉調整本部、その他関係機関等と相互に連絡及び調整を行うものとします。

２　通信手段

防災無線、アマチュア無線、電話、ＭＣＡ無線、携帯電話、ＦＡＸ、メール、ＳＮＳ

3　ＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）
病院は、随時、病院情報を登録することとします。

第８節　透析患者への対応

1　概要

透析患者への対応については、医療サービスの提供が滞ることのないよう留意することが特に重要です。

2　透析患者への対応

（1）情報提供

ア　各透析施設は、災害救護対策本部へ、被害状況や受け入れ態勢等の連絡等行います。

イ　災害救護対策本部は、各透析施設からの情報を県保健医療福祉調整本部へ連絡します。

ウ　日本透析医会に登録されている各透析施設は、災害時情報ネットワークを利用して、情報を共有します。

（2）透析患者への連絡

ア　被災した透析施設は、施設を利用している透析患者に対して、他の受入施設を決定し、同患者に対し、連絡をします。移送手段については、県災害医療本部や日本透析医会の指示を仰ぎます。

イ　被災した透析施設と連絡が取れない透析患者には、他の受入施設について、日本透析医会の災害時情報ネットワークを確認するよう指導します。

【第３章】災害時の具体的な医療救護活動内容

第１節　トリアージ

1　概要

短時間で最善の救命効果を得るため、傷病者の傷病程度の判定と選別により優先度を判断する方法がトリアージで、救命の順序を決めるものです。

2　手順等

（1）トリアージの判定基準は標準化されており、医療従事者は、トリアージタッグ（識別票）に書かれた区分で分類します。

（2）トリアージタッグは、４色（黒・赤・黄・緑）のマーカー付カードです。必要事項を記入し、傷病者の右手首に取り付けるようゴムバンドが付いています。

（3）トリアージタッグ（１枚目）は、トリアージ実施者が回収保管し、処置の内容

等を集計し、災害救護対策本部へ報告・送付します。トリアージタッグ（１枚目）は概ね１年、市（健康増進課）で保管します。

3　注意事項

（1）トリアージの趣旨

トリアージは、限られた医療資源を最大限に活用するための決断です。仮にためらいから、トリアージ黒=死亡している者又は救命不能な絶望的な状態にある傷病者を搬送することが生じると、そのために、他の多くの人命を犠牲にする可能性が高くなります。

大規模災害発生時には、「一人ひとりへ最良の医療を行うこと（救急医療）」から、「できるだけ多くの方への最良の医療を提供すること（災害医療）」への切替えが重要です。

また、トリアージは、その後の治療と搬送へ円滑につながっていることが必要です。

（2）災害現場での医療支援

災害現場での医療支援は、次の３段階があります。

第一段階：トリアージ（Triage）

第二段階：応急処置、治療（Treatment）

第三段階：後方医療機関へ搬送（Transport）

（3）災害弱者の認識と医療支援

災害弱者（ＣＷＡＰ）には、トリアージレベルを上げることも考慮します。

Child（こども）、Woman（女性）、Aged（高齢者）、Patient（病人、障がい者）

（4）トリアージタッグによる分類（優先順位の決定）

第一順位：赤色（Ⅰ）…重症。直ちに救命措置が必要な傷病者。

第二順位：黄色（Ⅱ）…中等症。２～４時間以内に治療を要する傷病者。
（バイタルサインが安定している者）

第三順位：緑色（Ⅲ）…軽症。救急転送不要な軽易な傷病者。

第四順位：黒色（０）…既に死亡している者または明らかに救命不能な状態の傷病者。

（5）トリアージを行う場所

傷病者の状態の変化に対応するため、トリアージは繰り返し行います。

トリアージは、連続的な過程として捉え、傷病者の病状変化に気付き次第、再評価することとなります。

一次トリアージ：災害・事故現場、救護所（振り分け）

二次トリアージ：救護所、搬送直前（選別）

三次トリアージ：搬送先の病院入口等

（6）トリアージタッグの運用

ア　トリアージは専任で行い、記入は補助者が行います。

イ　タグへは、トリアージ実施者の氏名、実施時刻を記入します。

ウ　トリアージは、傷病者に対する処置に優先して実施します。

エ　トリアージは、生理学的評価に準じた、ＳＴＡＲＴ法で実施します。

※ＳＴＡＲＴ法のチェックシートも、トリアージタッグと同じ設置機材ＢＯＸに入っています。

オ　トリアージで優先度が決定したら、判定色までを切り取り、切り取った不要な紙片はあらかじめ決めた場所に廃棄します。

カ　タグは、直接右手首に付け、衣類等には付けません。

キ　１度目のトリアージ後、２度目のトリアージを行い、トリアージ区分が重症化すれば、記載事項を変更し（既存の文字を二重線で消去する）、さらに色の区分をもぎ取ります。また、軽傷化すれば、色の区分が既になくなっているので、新しいタグを使用し、古いタグに斜線を入れます。古いタグは捨てずにそのまま付けておきます。

ク　トリアージの結果は、本人と家族に説明します。

ケ　タグの１枚目は一次トリアージ実施者が切り取り保管します。

コ　タグの色別で傷病者を誘導します。

緑色　→　処置スペースへ

黄色　→　中等症者スペース（黄）へ　→　病院へ搬送

赤色　→　重症者スペース（赤）へ　→　病院へ搬送

黒色（救命不能状態）　→　黒スペースへ

黒色（死亡）　→　遺体安置所へ

（７）　災害救護対策本部への報告

救護所での処置や病院への搬送依頼の結果は災害救護対策本部へ報告する。

流山市災害救護対策本部・救護所体制

流山市災害救護対策本部（保健センター）	西初石4-1433-1 7154-0331 無線：202	医師会（災害医療コーディネーター）	歯科医師会	薬剤師会	市職員
		鈴木　隆	中久木　典子	稲田　衣子	選挙管理委員会事務局次長 ・ 健康増進課課長補佐以上
		秦　命賢	山本　憲廣	大學　尚史	

※各病院と千葉県看護協会は状況により参集

【令和8年8月修正】

救護所	所在地	医師会（102）			歯科医師会（76）			薬剤師会（50）			看護師	市職員
東深井中学校	東深井47 7154-5864 無線：320	東医院	阿藤整形外科	いしい眼科	あさぎが丘歯科医院	いいづか歯科	オーク歯科クリニック	イースト薬局	江戸川台薬局	駒木台ファーマシー	2～3人	2～3人
		磯内科クリニック	うのさわクリニック	運河内科クリニック	かわい歯科クリニック	さくら歯科	J歯科クリニック	三幸薬局	三幸薬局東深井店	つばさ薬局こうのす台店		
		江戸川台クリニック	江戸川台皮膚科クリニック	小野クリニック	しばた歯科医院	白須賀歯科クリニック	高橋歯科医院	はからめ薬局	ファミリー薬局	ふじい薬局		
		悠翔会在宅クリニック流山	中村耳鼻咽喉科クリニック	流山北クリニック	ツタモリ歯科医院	寺沼歯科診療所	野本歯科医院					
		西浦眼科	みやさか内科・呼吸器内科クリニック	望月医院	東深井デンタルクリニック	富士見台歯科	マーブルファミリー歯科クリニック					
		わたなべ腎・泌尿器科クリニック	流山鶴町皮膚科・小児科クリニック		横山歯科医院							
常盤松中学校	東初石3-134 7152-0842 無線：317	石渡クリニック	おおたかの森ART クリニック	おおたかの森駅前クリニック	おおたかの森みわ歯科矯正歯科	クローバー歯科	K's歯科・矯正歯科クリニックおおたかの森	アイセイ薬局おおたかの森南口店	あおぞら薬局流山おおたかの森店	ウエルシア薬局流山おおたかの森店	2～3人	2～3人
		おおたかの森北口駅前眼科	駒木台クリニック	キャップスクリニック流山おおたかの森	ここなつ歯科	東風歯科おおたかの森クリニック	さかい歯科医院	共創未来流山薬局	クオール薬局流山おおたかの森店	すみれ調剤薬局		
		こどものためのくまクリニック	サクラテラスつづき眼科	佐藤眼科クリニック	鈴の木こども歯科	そよかぜ歯科医院	たんざわ矯正歯科	そうごう薬局流山おおたかの森店	そうごう薬局流山おおたかの森北口店	つばさ調剤薬局初石店		
		たに眼科クリニックおおたかの森院	つのみやクリニック	流山整形外科ペインクリニック	流山おおたかの森矯正歯科	流山おおたかの森歯科矯正歯科	初石オーキッズ歯科	はまなす薬局流山おおたかの森	武蔵野調剤薬局流山おおたかの森店	武蔵野調剤薬局ハナミズキテラス店		
		にしお小児科クリニック	はせ眼科	はた整形外科	初石デンタルクリニック	平原歯科医院	ファミリー歯科医院	薬局おおたかの森フォレスト	友愛薬局おおたかの森店	雄飛堂薬局流山初石店		
		初石耳鼻咽喉科医院	初石内科糖尿病クリニック	馬場内科医院	ほんだ歯科医院おおたかの森	松井デンタルオフィス	松岡歯科医院	まえの薬局おおたかの森	薬局タカサ流山おおたかの森店			
		久松クリニック	星と太陽のクリニック	松戸整形外科おおたかの森クリニック	吉田歯科							
		まとばクリニック	よねたにクリニック	おおたかの森SKIN・CHILDクリニック								
		★川崎レディースクリニック	★窪谷レディース&ベビークリニック流山おおたかの森	★ファミール産院ながれやま								
南部中学校	加3-600-1 7158-0137 無線：316	おおたかの森こどもクリニック	おおたかの森耳鼻科モーニングクリニック	おおたかの森西口クリニック	あいと歯科	石田歯科医院	おおたかの森歯科クリニック	ひろこうじ薬局	みずき薬局平和台店	わかば薬局	2～3人	2～3人
		おおたかの森フォレストクリニック	笠原クリニック	かよ小児科・アレルギークリニック流山	おおたかの森ファミリー歯科医院	おおたかの森レブン歯科	岡本歯科医院					
		木口小児科	キッズクリニックおおたかの森	桜耳鼻咽喉科めまいクリニック	小川歯科医院	亀田歯科医院	からさわ歯科・矯正歯科					
		椎名医院	すずき内科クリニック	ためがい整形外科クリニック	やぎ歯科クリニック	すももデンタルクリニック	中村歯科クリニック					
		寺田耳鼻咽喉科クリニック	糖尿病内分泌から桃内科	中島内科医院	流山ありす歯科・矯正歯科	流山ハピネス歯科	西平井デンタルクリニック					
		中島皮フ科医院	流山おおたかの森メンタルクリニック	流山もりのまちクリニック	ハーモニーデンタルクリニック	ひがしデンタルクリニック	みわのやま歯科					
		なりた泌尿器科・内科クリニック	藤澤内科クリニック	山崎凌雲堂医院								
		よいこのわくわくクリニックファミール流山おおたかの森	ライフガーデン中央クリニック	★まなみレディースクリニックおおたかの森								
		★おおかわウィメンズクリニック	★おおたかの森ウイメンズケアクリニック	★古屋産婦人科クリニック								
南流山第二小学校	流山2539-1 7159-2551 無線：322	あらい内科・外科	いけだ内科小児科クリニック	大谷耳鼻咽喉科医院	おおつか歯科クリニック	北村総合歯科	くるみ歯科医院	アオノ薬局南流山店	そうごう薬局南流山店	たから薬局南流山店	2～3人	2～3人
		柿田眼科	かまたクリニック	杉下医院	斉藤歯科医院	高田歯科医院	たちばな歯科医院	たんぽぽ薬局	つばさ薬局南流山店	ドラッグセイムス南流山店		
		すずき皮膚科クリニック	徳重小児科医院	西村内科胃腸科医院	テックナカムラ歯科	寺田歯科医院	にじいろ歯科クリニック	ながれやま薬局	南山堂薬局南流山店	薬局ふろっぐ		
		ひだクリニック	ふじわら内科クリニック	南流山駅前クリニック	ひやま歯科医院	鐙ヶ崎歯科	南流山駅前歯科医院	友愛薬局南流山店	薬局タカサ南流山店	うさぎ薬局南流山店		
		南流山駅前はら眼科	南流山こどもクリニック	南流山整形外科	RYU DENTAL OFFICE	南流山プラネット歯科クリニック	みんなの歯科クリニック					
		南流山糖尿病栄養内科さいとうクリニック	南流山内科トータルクリニック	南流山ブレストクリニック								
		★南流山レディスクリニック	★流山つつじの街の女性クリニック		南流山オーラルクリニック							
東部中学校	名都借865 7144-3514 無線：319	赤沼外科内科医院	川西眼科	佐藤医院	かきざわ歯科クリニック	たつみ訪問歯科クリニック	東葛歯科	オシベ薬局	なのはな薬局	ハーブランド薬局セントラルパーク店	2～3人	2～3人
		柴沼医院	田村内科クリニック	流山セントラルパーク小児科	とおる歯科あやの矯正歯科	ほんじょう歯科医院	三須歯科医院	ハーブランド薬局三ツ葉店	ほずみ薬局	松ヶ丘公園薬局		
		流山東部眼科	流山東部診療所	ねもと内科クリニック	ゆき歯科クリニック			薬局ハカラメディコ	わかば薬局パークビュー	わかば薬局中央店		
		ひだクリニックセントラルパーク	向小金クリニック									

★・・・産婦人科　◆・・・透析施設　※★◆については、自院の被災状況で開業可能であれば参集せず、開業する。

救護所等出動時の装備等チェックシート

1　救護班・各会員の装備

- □　身分証明書（ネームカード）・資格証（ビブスポケットに入れる）
- □　防災服（活動しやすい服装）・ビブス
- □　ヘルメット、帽子
- □　厚底靴
- □　厚手の手袋、軍手、手術用ゴム手袋
- □　救護バッグ、往診用バッグ
- □　事務用品（筆記用具、メモ用紙）

2　携帯物品

出動時に便利な物品

- □　非常持ち出し袋（背負い紐が帯状）
- □　ホイッスル
- □　懐中電灯（ラジオ、警報付き）
- □　ローソク・ライター
- □　折りたたみ傘
- □　ペットボトル飲料・飲料水
- □　ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオル
- □　お金（２万円程度、小銭（１００円及び１０円で５００円程度）
- □　缶入り乾パン等携帯食料
- □　高性能マスク（アスベスト塵埃対策）
- □　サバイバルナイフ、缶切り、栓抜き等
- □　ポリ袋　大・小（傘、濡れ物等用）
- □　レジャーシート（２畳）、毛布（１枚）
- □　サバイバルブランケット
- □　布製ガムテープ
- □　油性マジックペン